

目的内使用と目的外使用の区分

目的内使用の条件

目的内使用とは、社会福祉関係団体、社会教育関係団体及び地域住民（別紙1参照）が自主活動のために使用することです。これ以外は目的外使用となります。

※ 地域住民とは

「公の施設」は住民の利用に供される施設であり、基本的には当該地方公共団体の区域内に住所を有するものの利用に供されることが想定されています。

このため、条例第3条第3号に規定する「地域住民」は、広島市の区域内に住所を有するものとし、利用者の概ね半数以上がこれに該当する場合、「地域住民」として取り扱うこととします。

代表者や申請者が広島市の区域内に住所を有するものであることは、必ずしも要件には該当しませんが、利用者が「地域住民」に該当するか否かについて窓口での聴き取り等により確認してください。

※ 自主活動とは

自主活動とは、同一の目的を有する人々が自主的に参加し、集団で行っている社会参加活動をいいます。ただし、営利目的の活動は除きます。

※ 営利目的とは

行事内容が次のような場合は商業活動とし目的外使用とする。ただし、公共的団体が公益事業として行う場合は、商業活動としません。

(ア) 商品の広告・宣伝・展示・発表会・販売行為、企業等の宣伝、興行その他の営利を目的とするもの
ただし、次の場合を除く。

- ・ 商業活動でない音楽会、演芸会、講演会、講習会等の実施に必要なプログラム、物品、教材、パンフレットの実費頒布

- ・ 慈善を目的とする物品販売で売上金の寄付が公共的団体なされることが確実なもの

(イ) 営利を目的とする法人・個人が、営業や職員研修等のために行う研修会、講演会、説明会等を開催するとき。

(ウ) 講師や団体等が不特定多数の受講生を募り、営利を目的に教室として使用する。ただし、地域住民がサークル活動等のために講師を招く場合で、サークルを運営するための必要経費（講師謝礼金や消耗品費等）のみを会員から徴収する場合を除く。